

G P A 制度に係る運用方針について

1 G P A 算定について

(1) G P A 制度の目的

授業科目の成績の評価は、茨城県立医療大学学則第 32 条(成績の評価)に基づいて、A、B、C 及び D の評語をもって表し、A、B 及び C を合格としている。また成績評価の基準については、茨城県立医療大学履修規程第 7 条により、次のとおり定められている。ただし、第 10 条第 1 項ただし書きにいう再受験科目にかかる評語については、評価にかかわらず、C または D とする。さらに学習効果の向上に資するため、この従来の評価に加え G P A (Grade Point Average) 制度を導入するものとする。なお、導入の経緯については、「本学における G P A 制度の導入について (平成 23 年 12 月 14 日学務委員会)」に示すとおりである。

評語	評価	合否
A	80 点～100 点	合格
B	70 点～79 点	合格
C	60 点～69 点	合格
D	59 点以下	不合格

(2) functional GPA

本学における G P A 制度では、成績評価の基準における原成績(素点)に基づいて直接算定する functional GPA を採用する。functional GPA による算定式は、次のとおりである。

$$GP = (100 \text{ 点満点の} [or \text{ に変換した}] \text{成績評点} - 55) / 10$$

$$GPA = (GP \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / \text{履修総単位数}$$

(3) 特殊な G P A 算定については、別途定める。※「G P A 算定に係る科目の取り扱い方針について (平成 24 年 12 月 12 日学務委員会)」参照

(4) G P A 適用時期

平成 25 年 4 月以降の成績から適用する。

2 G P A の活用

グレードポイントのみの評価に加えて G P A を算定することにより得られる効果は、運用後の慎重な分析を待たねばならないが、一般的には次のとおりと考えられている。

(1) 学習に対する努力の成果を、具体的に反映できる。

(2) 計画的な履修により、効果的な学習が可能となる。

※不合格の場合には GP が 0 となるため、最終的な G P A 得点に影響することから、学習者は熟考の上、履修計画並びに学習計画を立てることになる。

(3) 個人の成績の位置づけを把握することができる。